

◎新潟県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、胎内市及び新発田市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業柴橋地区に係る換地処分をした。

平成28年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦